

成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会設置要綱

（設置）

第1条 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第26条に規定する政令等規制事業であつて、特定技能「航空分野（空港グランドハンドリング業務区分）」の在留資格を有する外国人が、千葉県内の空港敷地外に所在する保税蔵置場又は総合保税地域において、成田国際空港に係る貨物取扱業務に従事する航空物流外国人材活用事業（以下「本事業」という。）を適正かつ確実に実施するため、「成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 本要綱において、「特定事業者」とは、別に定める基準に適合している者をいう。

（構成員）

第3条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- （1）千葉県
- （2）成田国際空港株式会社
- （3）特定事業者（第6条第1項に基づく届出を行い、同条第2項に基づき、協議会の構成員となることが認められた者に限る。）

（役割）

第4条 協議会は、本事業を適正かつ確実に実施するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）協議会の構成員になろうとする者が、特定事業者の基準に適合していることの確認に関すること。
- （2）特定事業者が協議会の構成員であることの証明に関すること。
- （3）協議会の構成員からの報告の受理に関すること。
- （4）航空分野特定技能協議会への報告に関すること。
- （5）その他、本事業の適正かつ確実な実施のために必要なこと。

（事務局）

第5条 協議会の業務は、千葉県総合企画部成田空港政策課及び成田国際空港株式会社貨物営業部が行う。

(入会、退会等)

第6条 協議会の構成員となろうとする者は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。

2 事務局は、前項の届出を受理した場合において、届出者が特定事業者の基準に適合していると認めるときは、届出者に対して、協議会の構成員となることを認める旨を書面にて回答するものとする。

3 協議会の構成員は、事務局の定める様式により、協議会の構成員であることを証明する書面の交付を申請することができる。

4 事務局は、前項の申請を受理したときは、申請者に対して、協議会の構成員であることを証明する書面を発行するものとする。

5 協議会の構成員は、届出事項に変更が生じた場合は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。

6 協議会の構成員は、本事業により成田国際空港に係る貨物取扱業務に従事する特定技能外国人の人数に変更が生じた場合は、遅滞なく、事務局の定める様式により、報告を行うものとする。

7 特定技能外国人の受入れを終了した等の理由により協議会の構成員でなくなった特定事業者は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。

(航空分野特定技能協議会への報告)

第7条 事務局は、前条第2項の回答を行ったとき及び同条第5項若しくは同条第7項の届出を受理したときは、航空分野特定技能協議会へ報告を行うものとする。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和7年9月30日から施行する。